

第 10 期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び
倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

第 10 期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容について次のとおりとする。

1 目的

令和 9 年度からの 3 年間を実施期間とする第 10 期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画を策定するにあたり、各種調査の実施・集計分析や給付状況等の分析、地域の特性に応じた施策検討などを十分に踏まえることが必要であり、専門的・技術的支援を得て、より効果的・効率的な計画策定に資することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

第 10 期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(3) 業務概要

「第 10 期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 見積限度額

11,186,000 円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

〔内訳〕 令和 7 年度 7,332,000 円（同上）

令和 8 年度 3,854,000 円（同上）

※各年度の年割額の限度額は、上記〔内訳〕のとおりとする。

※消費税率は 10% で積算するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する提案者は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 賦課されているすべての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと。
倉敷市や岡山県内に支店等がない場合は、国税のみ対象。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者ではないこと。
- （５）代表者又は役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- （６）参加申込書等の必要書類を定められた期限までに提出し、虚偽の記載がないこと。
- （７）参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- （８）過去 3 年間の間に、国、地方公共団体等で同種業務又は類似業務を受託し、完了した実績があること。
- （10）市民や関係機関への周知啓発のため、計画書・概要版のデザインや編集に専門的な知識や技術があること。

4 スケジュール

実施内容	実施期日
① 実施要領、仕様書の公表	令和 7 年 4 月 2 5 日（金）
② 参加表明書の提出期限	令和 7 年 5 月 9 日（金） 1 7 時
③ 質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 1 2 日（月） 1 7 時
④ 質問書の回答期限	令和 7 年 5 月 1 5 日（木） 1 7 時
⑤ 企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 2 6 日（月） 1 7 時
⑥ 審査会（プレゼンテーション）の実施	令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 予定
⑦ 審査結果の通知	令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 予定
⑧ 契約締結	令和 7 年 6 月上旬～中旬

5 提出書類等

- （１）実施要領・仕様書等の交付 倉敷市健康長寿課ホームページからのダウンロード
- （２）提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金） 1 7 時（必着）
- （３）提出方法 持参もしくは郵送（簡易書留郵便に限る。）
※受付時間は、8 時 3 0 分から 1 7 時まで。ただし、土日祝を除く。
- （４）提出場所 〒7 1 0－8 5 6 5 倉敷市西中新田 6 4 0 番地
倉敷市健康福祉部健康長寿課（倉敷市役所本庁舎 1 階 1 0 番窓口）
- （５）提出書類及び部数

- ア 参加申込書 【様式1】 1部
- イ 誓約書 【様式2】 1部
- ウ 参加申込者の概要【様式3】 1部
- エ 業務実績調書 【様式4】 1部
- ・契約書の写し及び実績書類などを添付すること。
- オ 履歴事項全部証明書（所管法務局が提出から3ヵ月以内に発行した現状と相違のないもの。写し可。） 1部
- カ 納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明） 各1部
- ・発行日が3ヵ月以内のものに限る。写し可。
 - ・倉敷市や岡山県内に支店等がない場合は、国税のみ。
- キ 決算書（直近のもの） 1部
- ク 委任状 【様式5】 1部（該当する場合のみ）
- ・本社が支店、営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合のみ

6 質問の受付及び回答

参加申込者のプロポーザル及び仕様書に関する質問等は、下記のとおり受け付ける。

（1）質問方法

令和7年5月12日（月）17時までに質問書【様式6】に記載し、ファイル名を「質問（参加申込者）」に変更して、下記14へ電子メールで提出する（必着）。

提出後は必ず電話等で送信した旨を伝え、着信を確認すること。

（2）質問書に対する回答

令和7年5月15日（木）17時までに、全参加申込者に電子メールにて回答する。

なお、質問の内容によっては、回答できない場合がある。

（3）その他

公表する質問事項に対する回答は、実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

7 企画提案書等の提出

「企画提案書の提出について」【様式7】に、「企画提案書」【参考様式8】、事業費積算見積書（代表者印を押印の上、「倉敷市長」あてとしたもの。また、令和7年度・8年度完了分の各事業費の合計と内訳がわかるもの）、会社概要を添付して提出すること。

なお、「企画提案書」の様式は問わないが、仕様書に示した内容に適合したものとし、【参考様式8】の記載事項を最低限の内容として含めること。文書の補完のために写真、イラスト等を用いることも可とする。

（1）提出期限 令和7年5月26日（月）17時（必着）

（2）提出方法 持参もしくは郵送

※受付時間は、８時３０分から１７時まで。ただし、土日を除く。

- (３) 提出場所 〒７１０－８５６５ 倉敷市西中新田６４０番地
倉敷市健康福祉部健康長寿課（倉敷市役所本庁舎１階）

(４) 提出書類及び部数

- ア 企画提案書の提出について【様式７】 １部（正本）
イ 企画提案書 【参考様式８】 ８部（正本１部、副本７部）
・Ａ４サイズを原則とし、Ａ３サイズ片袖折りも可とする
ウ 見積書及び見積内訳書 【任意様式】 ８部（正本１部、副本７部）
エ 会社概要 ８部（正本１部、副本７部）

※副本は、参加者の社名、住所、社標などは、記載しないこと又はマスキングを施すこと

８ 選定の手順

次の手順により、本業務の委託候補者を選定する。

(１) プロポーザル参加資格審査

参加申込者を対象に、参加資格要件の具備の有無を確認する。

(２) ヒアリング（審査会）

企画提案書を提出した提案者を対象にヒアリング（審査会）を実施する。

なお、提案者の数が４を超える場合は、書類選考を行い、ヒアリングの対象を概ね４以内の提案に限定する場合がある。その場合は、日程等を変更し、提案者に別途通知する。

９ ヒアリング（審査会）の開催

(１) 日 時 令和７年５月２８日（水）（予定）

※日時・場所の詳細については、企画提案書受理後、別途連絡する。

(２) 所要時間 １提案者につき３０分以内（説明２０分以内、質疑応答残時間）

(３) 審査順 企画提案書受理の先着順とする。

(４) 出席者等

ア 審査会への出席者は、３名以内とする。

イ スクリーン、プロジェクターは本市で準備するが、パソコン等の機器を使用する場合は参加希望者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

１０ 選定方法

- (１) 第１０期倉敷市高齢者保健福祉計画、倉敷市介護保険事業計画及び倉敷市認知症施策推進計画策定支援業務委託採点表に基づき、企画提案書、ヒアリング等の審査により行う。

- (２) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行

- う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
 - (4) 評価点が60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
 - (5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
 - (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ウ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ ヒアリングに参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.1 選考結果の通知

選定結果については、決定後速やかに審査会全参加者に対し、参加申込書へ記入されたメールアドレス宛に通知を行う。なお、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

1.2 委託契約の締結

- (1) 上記1.0において選定された交渉権者と交渉を行い、委託候補者を選定する。

優先交渉権者との契約交渉の結果、内容について合意に至った場合は、委託候補者として別途関係法令等により契約手続を行う。なお、提案見積書の金額から契約額が変更となる場合がある。また、契約額の変更の有無に関わらず再度見積書を徴収する。

ただし、優先交渉権者と契約に関して合意に至らなかった場合は、次点交渉権者との間で、上記と同様の手続を経た上で、契約を締結する。
- (2) 本業務を進めるにあたり、選定された企画提案書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議して変更することができるものとする。
- (3) 契約に際し、倉敷市は受託者から契約保証金を徴する。契約保証金は、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第173条の規定に準じ、契約金額の100分の10に相当する額（算出額に1,000円未満の端数が生じる場合は切り上げ）とし、受託者は、納付通知を受けた日から14日以内に納入するものとする。ただし、同規則第175条に該当するときは契約保証金を減免する。
- (4) 委託料は、年度毎に支払う。各年度の業務完了時において、その年度の業務完了報告書の提出を受け、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.3 その他

- (1) 提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。

- (2) 事業成果等は倉敷市に帰属する。
- (3) このプロポーザルに係る経費については、すべて提案者の負担とする。
- (4) 参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届【様式9】により倉敷市へ報告すること。
- (5) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。
- (6) 見積金額が著しく低い場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当と認められる場合は、当該提案者から説明を求めることがある。
- (7) 本企画提案に係る提出物は、採用提案を除いて本事業の審査以外では使用しない。
- (8) 本業務を委託する相手方の決定については、委託候補者を対象として市の内部手続きを経た上で決定されるもので、選定結果をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

14 申込・提出・問い合わせ先

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市健康福祉部健康長寿課（倉敷市役所本庁舎1階）

電話：086-426-3315

E-mail：wlfeld@city.kurashiki.okayama.jp

担当：安延